

既存添加物名簿からの消除（第5次消除）に伴う規格基準の改正について（報告）

1. 概要

- 化学合成品以外の添加物のうち、平成7年の食品衛生法改正時点で我が国において広く使用されており、長い食経験があるものは、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められており、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に収載している。
 - 名簿に収載された既存添加物については、その販売等の状況からみて、現在販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿からその品目を消除する（その販売等が禁止される）ことができることとされている。なお、これまでに132品目を消除している。
 - 今般、第5次消除として、令和6年9月5日に消除予定添加物名簿を公示し、訂正申出を踏まえ、本年9月4日※までに、既存添加物31品目を「既存添加物名簿」から消除（うち、レイシ抽出物については、基原の一部を消除）することとしている。
- ※ 公示の日から1年以内に、既存添加物名簿から消除することとされている。
- 消除対象となっている31品目のうち5品目については、食品衛生法第13条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）において、関連する成分規格、製造基準及び使用基準が定められていることから、消除にあわせて下記のとおり当該規格基準の改正を行う。

- ・ 「シソ抽出物」及び「ひる石」の製造基準の削除
 - ・ 「グアヤク脂」及び「ひる石」の使用基準の削除
 - ・ 「ゴム」及び「レイシ抽出物」の成分規格の改正
- （削除や改正の詳細については、参考資料2の別紙2を参照）

（参考）

○ 食品安全委員会からの意見

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、令和7年4月15日付け消食基第255号により、食品安全委員会に照会を行ったところ、『食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる』旨の回答があった。（令和7年4月23日付け府食第304号）